

## 「営繕工事における情報共有システム実施要領」の運用について

標記要領の運用については、当面下記によることとする。

### 1 システム利用者について

情報共有システムで対象とするシステム利用者の構成については、下表を基本とする。

	利用者
発注者	技佐 又は 技術総括※ <sup>1</sup>
	各グループ補佐※ <sup>1</sup>
	各検査員※ <sup>1</sup>
	監督員※ <sup>2</sup>
工事監理者	管理技術者
	主任担当技術者
	担当技術者
受注者	現場代理人
	監理（主任）技術者
	専門技術者等
施設管理者	施設管理者※ <sup>3</sup>

※<sup>1</sup>：原則としてワークフローのルートには入らないが、閲覧できる状態とする。

※<sup>2</sup>：必要に応じて監督員以外の者を追加することができる。

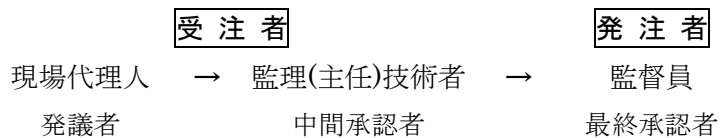
※<sup>3</sup>：要望に応じてシステム利用者を含めることができるものとする。

なお、推奨事業者（(株)現場サポート）のシステムを利用する場合は、手続きの簡略化のため、監督員から受注者へ利用ユーザー確認書を送付することとする。

### 2 ワークフローについて

情報共有システムにおけるワークフローについては、次の各号に応じたものを基本とする。

#### (1) 監理業務を発注していない場合



(2) 監理業務を発注している場合

